

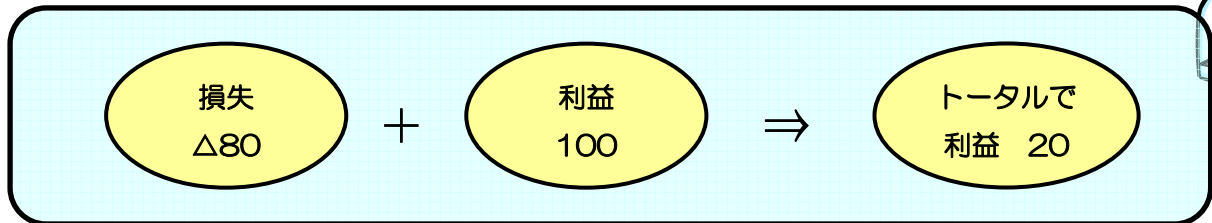
# 損益通算・内部通算 ～内通者は誰だ!?!～

まずはおさらいです。所得税では所得を10の区分に分けました（NO.43 参照）。そして総合課税のものは分けたものをまた合算しました（NO.44 参照）。

今回は、その合算をする時のルールについてお話しします。

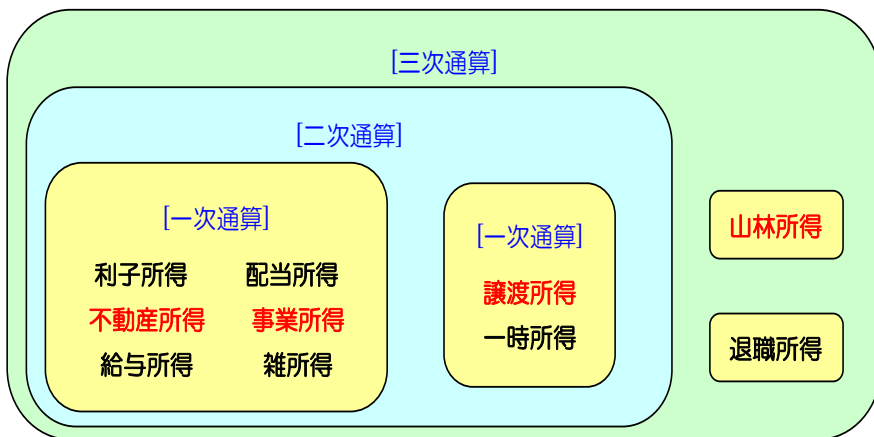
## (1-①) 損益通算

損益通算とはある所得で生じた損失を、他の所得で生じた利益と相殺するシステムです。



所得が違うといっても自分自身の利益と損失なので当然相殺できそうですが・・・、損益通算できる所得は**不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得**の4つに限られています。頭文字をとってフジサンジョウ（富士山上?）なんていう覚え方をしたりします。また譲渡所得の中でも損益通算が出来るのは**総合課税のもの**だけです（自宅を売って損失が発生した場合の特例はありますが）。

## (1-②) 損益通算の順序



### [一次通算]

まず定期的に発生するものとそれ以外のもの  
で損益通算をします。

### [二次通算]

一次通算で損失が残った場合はこれら  
で損益通算をします。

### [三次通算]

二次通算で損失が残った場合や山林所得  
に損失が生じた場合に損益通算を行います。

## (1-③) 損益通算できないもの（カッコ内は例示）

- ① 不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得以外の所得から生じた損失（shit! 今年は配当所得が損失だ）
- ② 生活に通常必要でない資産にかかる損失（ヨットを譲渡したら損失が出た）
- ③ 生活に通常必要な動産の譲渡による損失（ポットを譲渡したら損失が出た）
- ④ 土地等を取得するために要した負債利子にかかる損失（おっと、地代収入が土地の借入利息に満たない）

## (2) 内部通算

内部通算とは、同一の所得内での利益と損失を相殺するシステムです。こちらには一部の所得に限られるといった縛りも無く、たとえば雑所得内で利益と損失がある場合には相殺することができます（相殺の結果、損失が残ってしまっても雑所得なので損益通算はできません）。

また内部通算できない損失については決まりもありませんので、生活に通常必要でない資産にかかる損失でも同一の所得内であれば相殺をすることができます。

政府へのイライラも流出映像で損益通算、公開した者の引責で長官が辞任するのが内部通算。

